

羽田空港国内線エスコートサービス利用規約

第1章 総則

(目的及び定義)

第1条 本羽田空港国内線エスコートサービス利用規約（以下「本規約」という。）は、次項に定める羽田空港国内線エスコートサービス（以下、単に「エスコートサービス」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）が、日本空港ビルディング株式会社（以下「管理者」という。）又はその委託を受けた第三者により提供されるエスコートサービスを利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. エスコートサービスとは、羽田空港第1旅客ターミナルビル（以下「T1」という。）及び同第2旅客ターミナルビル国内線エリア（以下「T2 国内線エリア」という。）での出発・到着・乗り継ぎの際に、専任スタッフが出迎え、搭乗手続き・保安検査場・搭乗ゲート等まで同行し、案内する有料総合サービスをいう。

3. エスコートサービス予約とは、エスコートサービスを羽田空港公式アプリを通じて事前に予約できるサービスをいう。

4. 羽田空港公式アプリとは、管理者が運営する羽田空港の情報を発信する公式アプリをいう。

(規約等の承諾)

第2条 利用者は、本規約を承諾の上、エスコートサービス及びエスコートサービス予約を利用するものとする。

2. 利用者は、管理者がエスコートサービス及びエスコートサービス予約に関する業務について第三者に委託することをあらかじめ承諾するものとする。

(規約の改定)

第3条 管理者は利用者に事前に通知することなしに、本規約を随時改定できるものとする。なお、本規約の改定は、改定後の規約を羽田空港公式アプリ上の「羽田空港国内線エスコートサービス予約」に掲示したときにその効力を生じる。

第2章 エスコートサービス予約の利用

(利用申込・受付)

第4条 利用者は、エスコート予約を利用する場合、羽田空港公式アプリを用いて本条第2項に定める期間内にエスコートサービス利用申込手続きを行い、エスコートサービスの利用資格を得るものとする。

予約受付時間：24時間（年中無休）

2. 前項のエスコートサービス利用申し込みの受付期間は、利用予定日の 30 日前から利用予定日の 3 日前の 17 時までとする。

3. エスコートサービスの予約以外のエスコートサービスに関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

羽田空港国内線エスコートサービス

電話番号：03-5757-8115（国番号：+81）

※問い合わせ時間 9：00～17：00（年中無休※日本時間）

（予約の成立）

第 5 条 エスコートサービスの予約の成立は、利用者からの前条の申込み及び第 11 条に定める料金の支払いが完了し、これに対して管理者から利用者に対し予約完了の電子メールが送信された時点とする。

（予約変更・キャンセル）

第 6 条 利用者はエスコートサービスの予約完了後に予約内容を変更することはできない。なお、利用者が予約内容の変更を希望する場合は、予約を一旦キャンセルし、新たに予約を行うものとする。

（予約変更・キャンセル 料金）

第 7 条 利用者は、利用者の都合により予約をキャンセルする場合（予約内容を変更するためにキャンセルする場合も含む。）、以下の通りキャンセル料金を支払うものとする。

利用日予定日前日の 17 時以降：100%

利用日予定日 3 日前の 17 時～前日の 17 時まで：50%

利用日予定日の 30 日前～3 日前の 17 時まで：0%

2. 利用者がエスコートサービスを通じて他社のサービスへの申込みをしていた場合、当該サービスを変更、キャンセルする場合の手数料、変更・キャンセル料等については、当該サービス提供会社の定めに従うものとし、管理者は当該変更、キャンセルについて一切の責任を負わず、利用者自身がキャンセルにもなう手数料、変更・キャンセル料等を負担する。

第 3 章 エスコートサービスの内容

（エスコートサービスの内容）

第8条 管理者は、エスコートサービスとして、T1 及び T2 国内線エリアを出発・到着・乗り継ぎする利用者が、シームレスに空港を利用できるための総合サービスを6時～20時の間において有料にて行う。

2. エスコートサービスの具体的内容は以下のとおりとする。なお、エスコートサービスの予約は、航空便への搭乗、その他他社の提供するサービスを保証するものではない。

「エスコートサービスの内容」

- ①羽田空港内の指定場所まで出迎え・見送り
- ②出発時はチェックインから搭乗までのサポート
- ③お土産やレストラン等の紹介・案内

3. 以下の利用者はエスコートサービスを利用することはできない。

(1) 搭乗する航空会社の規定により、同伴者なしでの搭乗を認められない利用者

(2) 第10条に規定する大人の同行者がいない小人以下の利用者

(3) 「介助サービス」の予約管理規程第3章第9条第2項に記載された以下の内容の介助サービスを必要とされる利用者

「介助サービス」

- ①トイレでの移乗介助
- ②排せつ介助
- ③着替えの介助
- ④食事介助
- ⑤合理的範囲を超える長時間の対応

※介助サービスの予約管理規程については以下の URL を参照のこと。

https://tokyo-haneda.com/service/facilities/terms_of_use.html

4. 管理者は、T1、T2 国内線エリア、P1 駐車場、P2 駐車場、P3 駐車場及び P4 駐車場以外では、エスコートサービスを行わない。ただし、管理者が、利用者の要望を承諾した場合はこの限りではない。この場合、利用者は、第10条に定める料金とは別に、別途管理者が定める料金を支払うものとする。

(エスコートサービスの利用時間)

第9条 エスコートサービスの利用時間は、最低1時間とする。30分毎に追加することができ、最長3時間までとする。

2. 利用者は、第4条に定めるエスコートサービスの利用申込み時に、利用日時及び利用時間をあらかじめ指定するものとする。

3. 天候事由等の不可抗力により航空機の遅延等が発生した場合その他いかなる事由によっても利用者がエスコートサービスを利用することができる時間は、利用開始時から3時間を限度とする。

(料金)

第10条 エスコートサービスの1時間あたりの料金は、以下の通りとする(税込)。

大人(追加：2,200円/人)

		1名	2名	3名	4名	5名
小人	0名	6,050円	6,050円	8,250円	10,450円	12,650円
	1名	6,050円	7,150円	9,350円	11,550円	
	2名	7,150円	8,250円	10,450円		
	3名	8,250円	9,350円			
	4名	9,350円				

(小人追加：1,100円/人)

※予約人数に関係なく、30分追加毎に上記金額に1,980円(税込)が加算される。

※最大予約人数は5名までとする。

※予約最大可能時間は、3時間までとする。

※大人：12歳以上。小人：3歳以上～11歳以下。3歳未満は無料。

詳細は、第4条に記載の連絡先にて案内するものとする。

なお、料金には、以下のサービスが含まれる。

・管理者が運営するラウンジ(POWER LOUNGE及びエアポートルウンジ。ただし、POWER LOUNGE PREMIUMは除く)の利用

第4章 エスコートサービスの支払い

(サービス料金の支払い)

第11条 利用者は、管理者が次項で指定する方法により第10条で定める料金を、予約と同時に支払わなければならない。

2. 支払い方法はクレジットカードによる支払いに限るものとする。

第5章 利用停止・取消及び提供停止

(エスコートサービス利用停止・利用中断)

第12条 管理者は、利用者が次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、何ら通知等することなくエスコートサービスの予約を解除し、また、エスコートサービスの利用を中止・中断することができる。なお、本条(1)号及び(2)号にもとづきエスコートサービスの予約を解除し、あるいはエスコートサービスの提供を中断、中止したことにより管理者に損害が生じた場合、利用者はその全ての損害を賠償するものとする。

- (1) 利用者が、本規約に違反した場合。
- (2) 利用者が、エスコートサービスの予約に際し虚偽の情報を提供（入力）した場合。
- (3) 利用者に発熱・せき・くしゃみその他感染症等に罹患していることが疑われる症状が見られると管理者が判断した場合。
- (4) 管理者がエスコートサービスを提供することが不相当と判断した場合。
- (5) その他管理者がエスコートサービスの提供を継続することが困難と判断した場合。

(反社会的勢力の排除)

第13条 利用者が反社会的勢力（暴力団、暴力団構成員等）に該当することが判明し、又は次の各号の一つに該当する事由がある場合、管理者は何らの通知をせず、エスコートサービスの予約を即時解除し、あるいは、エスコートサービスの提供を中断、中止することができる。なお、本条にもとづきエスコートサービスの予約を解除し、あるいはエスコートサービスの提供を中断、中止したことにより管理者に損害が生じた場合、利用者はその全ての損害を賠償するものとする。

- (1) 反社会的勢力が経営・支配等する団体に所属又は関与していると認められたとき。
- (2) 自ら又は第三者の不正の利益を図る若しくは第三者に損害を与える等の目的で、不当に反社会的勢力を使用したと認められるとき。
- (3) 反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供する等の関与をしていると認められるとき。
- (4) 自ら又は第三者を使用して暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動を行い、若しくは暴力を用いる等の行為を行ったとき。
- (5) その他、前各号に準ずるとき。

(エスコートサービス予約受付の一時的な中断)

第14条 管理者は、以下の事項に該当する場合、エスコートサービス予約の運営を中断できるものとし、その旨を羽田空港公式アプリを通じて利用者に通知する。但し、緊急時ややむを得ない場合は通知

を省略することができる。また、管理者は、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、その理由にかかわらず一切の責任を負わないものとする。

- (1) システムの保守、工事を定期的又は緊急に行う場合。
- (2) システムにやむを得ない障害が発生した場合。
- (3) 地震、火災、停電、洪水、津波、噴火、暴動、騒乱、戦争、その他の非常事態によりエスコートサービス予約の提供を通常通り行うことができなくなった場合。
- (4) その他管理者がやむを得ないものと認めた場合。

(サービス予約受付・提供の中止)

第 15 条 管理者は、関係官庁による要請等により、エスコートサービスの予約受付、エスコートサービスの提供の全て又は一部を中止することができる。

2. 管理者は、前項によりエスコートサービス予約の提供を中止するときは、その旨羽田空港公式アプリを通じて通知する。ただし、緊急時ややむを得ない場合は通知を省略することができる。

(個人情報保護)

第 16 条 管理者は、利用者からエスコートサービスの利用申込みに際して提供された情報（以下「予約情報」という。）のうち、個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定めるものをいい、以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令（以下本条において「関係法令」という。）に則って取扱うものとする。

2. 利用者は、管理者が利用者にエスコートサービスを提供するために必要な限度で、利用者が利用する予定の航空会社に対し、関係法令に従い、予約情報のうち、利用者の氏名、搭乗予定日、搭乗予定便名及び管理者が提供する予定のサービスの内容を提供することに予め同意する。

(プライバシーポリシー)

第 17 条 管理者は、エスコートサービス予約を通じて取得した利用者の個人情報を、管理者の定める以下のプライバシーポリシーに従って取り扱うものとする。

・「日本空港ビルディング株式会社プライバシーポリシー」

https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/privacy_policy/

・「羽田空港公式アプリプライバシーポリシー」

羽田空港公式アプリページの「その他」→「プライバシーポリシー」参照

第 6 章 免責

(免責事項)

第 18 条 管理者は、第 12 条ないし第 15 条の事態若しくは通信の状態によりエスコートサービス予約が利用できなかったこと、又は利用者が予約したデータが設備の故障等に伴い滅失したことにより利用者又は第三者に生じた損害については、損害賠償責任を含め一切の責任を負わない。

2. 管理者は、第 12 条ないし第 15 条に該当する事態が生じ、利用者がエスコートサービスを利用することができなかった場合、利用者に対し、利用者が第 11 条に基づき管理者に支払った料金の返金は行わないものとする。但し、管理者の責めに帰すべき事由により、利用者がエスコートサービスを利用できなかった場合はこの限りではない。

3. 利用者に対する管理者の責任は、利用者が支障なくエスコートサービス予約又はエスコートサービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもってサービスを運営することに限られるものとする。

4. 管理者はエスコートサービス予約又はエスコートサービスの利用により発生した利用者の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、及びエスコートサービス予約又はエスコートサービスの全て又は一部を利用できなかったことにより発生した、利用者又は第三者の損害に対し、本規約で特に定める場合を除き、損害賠償責任を含め一切の責任も負わないものとする。

5. 管理者は、第 8 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の理由により、利用者の要請に応じたサービスを提供することができなかった場合でも、利用者又は第三者に生じた損害に対して、損害賠償責任を含め一切の責任も負わないものとする。

第 7 章 その他

(利用者の責任)

第 19 条 利用者が本規約に違反し、若しくは、エスコートサービスの利用又はエスコートサービス予約に関連して管理者に損害を与えた場合、利用者は管理者に発生した一切の損害（逸失利益及び弁護士費用を含みます。）を賠償するものとする。

(著作権)

第 20 条 管理者の提供するエスコートサービス予約に関する各情報の著作権、その他知的財産権は管理者に帰属するものとする。

(管轄裁判所)

第 21 条 エスコートサービス又はエスコートサービス予約に関連して、利用者と管理者との間で問題が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。

2. 利用者と管理者との間におけるエスコートサービス又はエスコートサービス予約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 22 条 本規約、エスコートサービス又はエスコートサービス予約の利用に関しては、日本法が適用されるものとする。

附則

本規約は、令和 4 年 10 月 20 日より施行する。

以上